

ファンドモニタリング調査事項の細目について

- ・ 監督指針改正案に記載されている各調査事項について、以下の細目（原則として毎年3月31日現在の状況）について報告いただくことを予定しています。
- ・ 調査事項は、業態ごとに異なりますので、ご留意下さい。（詳しくは監督指針改正案をご覧ください。）
- ・ モニタリング調査表の提出に当たっては、別途提示する「記入要領」を参照いただくこととなります。

監督指針改正案に記載されている調査事項	細目
①ファンド名	
②業者区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録区分 ・ 金融商品取引業者区分
③取り扱う業務	
④ファンドの形態	
⑤運用期間に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設定日
⑥販売形態	
⑦権利者に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利者の属性（上位3者）及びシェア ・ 権利者数 ・ 権利者のうち適格機関投資家の数
⑧直近1年間の募集等の額	
⑨運用財産額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運用財産額 ・ 出資を受けた金銭の増減 ・ 運用損益 ・ 分配金 ・ 先物取引のポジション（ショート・ロング） ・ レバレッジ比率
⑩純財産額に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期首純財産額 ・ 期末純財産額
⑪商品分類に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資信託の商品分類（国内・外国） ・ 投資法人の商品分類 ・ 集団投資スキームの商品分類
⑫投資対象に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資対象地域 ・ 投資対象資産（上位3資産）及びシェア